

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的向上を目的に、経営の透明性及び健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的であると考えております。今後も適切なコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 2】

当社の株主構成(全株主に対する外国人の比率は1%未満)等を勘案し、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後、必要に応じて検討課題と致します。

【原則2 - 6】

該当する企業年金制度を導入しておりません。

【補充原則4 - 8 - 1】

独立社外者のみを構成員とする会合は実施していませんが、今後は独立社外者を構成員とする会合を定期的に開催することを検討いたします。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社において、取締役候補者の指名および執行役員の選任については、取締役会で審議のうえ決定していること、また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、取締役会にて適切に決定しておりますが、任意の諮問委員会等の設置については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社は、純投資以外の目的で保有する株式を政策保有株式とし、その取得及び保有を、以下の方針に従って実施いたします。

- (1) 政策保有株式のうち、持分法適用会社への株式投資については、経営参画を通じた出資先にかかる企業価値の向上、持分法利益の拡大等を目的して実施しております。また、持分法適用会社以外の会社への株式投資については、事業機会の創出、取引又は協業関係の構築、維持、強化等のための手段の一つとして行うことにしております。
- (2) 政策保有株式については、事業機会の創出、取引又は協業関係の構築、維持、強化等の蓋然性を審査し、かつ、保有目的に基づく経済的合理性が認められた場合に限り保有を行うとともに、取締役会で審議のうえこれを決定いたします。
- (3) 毎年保有する政策保有株式についてその必要性及び合理性を検証し、取締役会でその保有意義及び方針を見直します。この見直しの結果、政策保有株式の保有意義が希薄になったと認められた場合には、売却により政策保有株式の縮減を進めていく方針といたします。
- (4) 政策保有株式にかかる議決権行使については、その議案が当社の保有方針に適合するか否かに加え、非財務情報等を勘案して、中長期的な株主利益の向上及経済的合理性等を総合的に勘案して行います。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社が関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、法令および社内規定に則り、適切な承認手続きを実施することとしております。なお、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示します。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 当社は、安心安全でおいしい「Japan Premium」な天然水を消費者に届けることをその企業理念とし、その達成のために各水源地域の自然を守り、雇用の創設や地域の活性化に貢献してまいります。また、この社会的意義を当社グループの従業員と共有し、全てのステークホルダーに愛される会社になるため、日本中の水源を開拓し、日本各地の消費者にご利用いただくことにより日本の天然水のおいしさの価値を日本の消費者に発信いただき、そして世界にもこれを発信していくことを目指してまいります。

(2) 当社は、企業価値の継続的向上を目的に、経営の透明性及び健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的であると考えております。

(3)

当社の役員報酬の総額は、株主総会決議に基づき、監査等委員以外の取締役については年額450百万円、監査等委員である取締役については年額40百万円をそれぞれ上限として定めており、監査等委員以外の各取締役の個別の報酬額は取締役会決議で決定し、各監査等委員である取締役の個別の報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員規程に基づき、会社の業務に精通し実行力および識見に優れ、職務を遂行するのにふさわしい者を取締役会の決議により執行役員に選任しております。

(5) 個々の選任理由は、当社ホームページ(<http://premiumwater-hd.co.jp/>)に掲載している定時株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会は、定款および法令で定められた事項のほか、「取締役会規程」で定められた事項の審議・決議を行っております。それ以外の業務は、「職務権限規程」に基づき業務執行権限を代表取締役ほか各取締役に委任しております。なお、業務執行の最高機関は代表取締役社長からの委任に基づいて重要な事項の審議、決定等を行う経営幹部会であります。

【原則4 - 2】

当社は、業務執行取締役6名、常勤監査等委員1名、内部監査室及びリスク対応部署の構成員等からなるリスク管理委員会を設置し、当社グループに係るリスクの抽出、及び個別のリスクについての対応策の立案、実施、モニタリングを行い、かかる活動の結果を取締役に報告しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、3名の独立社外取締役を選任しております。当該社外取締役は豊富な見識・経験があり、取締役会にて意思決定を行う際には積極的に発言し、企業価値の向上に貢献しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役3名を選任しておりますが、全員独立役員として東京証券取引所に届出を行っています。なお、独立性判断基準については、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員の基準に準拠しています。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、株式会社光通信グループの一員としての企業価値向上のため、同社役職員より若干名を取締役として選任するほか、性別、国際性に配慮しつつ、営業、経営企画、財務、IR等各分野において豊富な見識・経験を有する人材を選任することとしております。なお、当社は女性役員1名を選任しており、役員の多様性に配慮しておりますが、今後の業容拡大等を踏まえ適宜役員の構成の見直しを行ってまいります。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、取締役の他社での兼任状況について、株主総会招集通知や有価証券報告書にて、毎年開示しています。なお、取締役 和田英明氏が親会社である株式会社光通信の取締役社長を兼務しておりますが、合理的な範囲内の兼務にとどまっており、当社の取締役の役割・責務を果たすことに影響を及ぼすことはないと認識しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、事業年度ごとの取締役会全体の実効性について、取締役会における各取締役の自己評価をベースとして、取締役会の構成、運営状況、審議事項、審議資料、議案説明のレベル、社外役員への支援体制等の項目についてそれぞれ分析し評価することいたしました。2019年3月期の取締役会の実効性に関する分析・評価を行った結果、おおむね実効性が確保されているとの結論に至りましたが、資料提供の早期化などの点において課題があることも確認されました。今後も取締役会の有効性評価を基点に課題の共有を行い、取締役会全体の実効性の確保に努めていきます。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割や責務を果たすため、取締役がその役割や責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新を図るために有用なトレーニングの機会や情報を、各取締役の能力・知識等の状況に即した必要性に応じて、当社の費用負担により、適宜提供するものとします。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営管理本部 財務経理部をIR担当部署といたうえで企業情報を適切に開示するとともに、株主からの対話の依頼に対しては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で対応しております。また、株主や投資家に対して決算説明会を年2回開催しており、説明会会場にお越しにならない株主・投資家向けに当社ホームページにてその決算説明会資料を掲載しております。なお、インサイダー取引の未然防止を図るために社内規程を整備し、インサイダー情報を適切に管理するとともに、株主・投資家との対話に際しては、インサイダー情報を伝達しないよう十分な注意を払っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ブロードビーク	9,463,150	34.52
株式会社総合生活サービス	6,233,400	22.74
株式会社光通信	4,811,870	17.55
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合	1,082,100	3.95
萩尾 陽平	1,061,500	3.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	773,700	2.82
金本 彰彦	458,670	1.67
プレミアムウォーターホールディングス従業員持株会	396,890	1.45
木下 政弘	342,910	1.25
今泉 貴広	303,760	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	株式会社光通信 (上場:東京) (コード) 9435

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社からの独立性の確保を前提とした事業運営を基本方針としております。親会社との取引にあたっては、市場実勢価格や市場金利等を勘案のうえ、合理的な判断に基づき取引条件等を公正かつ適正に決定しております。また、これらの取引の決定については、取締役会等が当社の社内規程等に基づいて親会社とは独立して最終的な意思決定を行っており、少数株主の利益を損ねることがないように留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋邦美	他の会社の出身者											
内田正之	他の会社の出身者											
有田道生	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h
- 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k
- その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

高橋邦美	○	○	独立役員に指定しております。	同氏は、企業経営者としての豊富な見識や経験を有しており、当社の社外監査役として独立した立場から経営全般の監視と客観的かつ有効な助言を行うなど経営に関する監査として求められる役割を十分に果たしております。その実績を踏まえ、当社の監査・監督機能の強化が期待できることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのない独立性が確保されていると判断しております。
内田正之	○	○	独立役員に指定しております。	同氏は、会社経営及び情報システム分野で培った豊富な経験や経営に関する見識に基づき、社外取締役として、取締役会の審議の場において、当社グループの経営における重要な事項に関して独立した立場から当社の経営に関して適切な助言や提言をいただいております。その実績を踏まえ、当社の監査・監督機能の強化が期待できることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのない独立性が確保されていると判断しております。
有田道生	○	○	独立役員に指定しております。	同氏は、当社からの独立性を有するほか、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の持続的な企業価値向上に向けて、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言及び監督を行っていただけのものと判断したため、同氏を新たに社外取締役に選任いたしました。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのない独立性が確保されていると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	2	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

・当社は、監査等委員会の求めに応じて、使用人の中から監査等委員会の職務を支援するための人員を配置し、又は特定の職務の補助に従事させるものとします。監査等委員会の職務の補助業務に従事する使用人に係る指揮命令権は監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員である取締役に委嘱されるものとし、その期間中は、監査等委員会の職務の補助に関して取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに部門長その他の使用人の指揮命令を受けないものいたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとします。・監査等委員会の職務の補助業務に従事する使用人に対して行う人事考課、異動、懲戒等については監査等委員会の同意を要するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員会は、会計監査人の監査計画と連携した年間監査計画を立案し、会計監査の実施報告を受けるほか、監査等委員会で選定する監査等委員が必要に応じて会計監査人の監査に立ち会っております。また、会計監査人との意見・情報交換を随時行うなど、緊密に連携しております。

また、当社は代表取締役直轄部門として内部監査室を設置しており、監査等委員会と内部監査専任担当者は定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

常勤取締役に対し、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、取締役及び従業員に対しストックオプションを発行しております。各対象者の割当個数は、各対象者の職責や業績への貢献度を考慮し、取締役会にて決定の上、付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年3月期における取締役の年間報酬等の総額は、11名に対し128百万円であります。
ただし、年間報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個別の報酬の額は、株主総会による承認を受けた範囲内で決定しております。その報酬の決定に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

(a) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

業務執行取締役等となる取締役の報酬は、() 管掌範囲又は担当業務の内容等、() 各取締役で定める経営課題に対する達成度、() 職位を総合的に勘案したうえで、基本報酬の額を決定しております。また、常務取締役以上の役位にある取締役については、更に、経営成績の内容、中期経営計画の達成度を勘案して基本報酬の額を加減しております。

業務執行取締役等以外の取締役(監査等委員である取締役を除く。) については、客観的な観点から当社経営に対する助言又は指摘等をいただくという立場に鑑み、経営成績等を考慮要素とせず、その期待される立場に応じて当社で定める基準に従って基本報酬を支給いたします。

(b) 監査等委員である取締役

常勤監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会で定める監査範囲及び監査手続の実施等に応じて基本報酬を決定しております。

常勤監査等委員以外の監査等委員である取締役については、客観的な観点から当社経営に対する監査上の助言又は指摘等をいただくという立

場に鑑み、その期待される立場に応じて当社で定める基準に従って基本報酬を支給いたします。
常勤監査等委員以外の監査等委員である取締役については、客観的な観点から当社経営に対する監査上の助言又は指摘等をいただくという立場に鑑み、その期待される立場に応じて当社で定める基準に従って基本報酬を支給いたします。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役に対しては、取締役会の開催及び目的事項の内容、取締役会以外の重要な会議における決定事項や重要なリスク事項等に関する情報について、常勤監査等委員又は担当部署より、随時、報告及び共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役16名(うち監査等委員である取締役は5名)であり、そのうち社外取締役は3名(うち監査等委員である社外取締役は3名)で構成しております。当社の取締役会は、当社グループの経営又は事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行うとともに、定款及び取締役会の決議等に基づいて取締役に委任した事項の職務執行状況を監視・監督しております。

また、上記のほか、当社は、原則として月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催し、又は会社法第370条に基づく書面決議を行うことにより、職務執行に対する監視・監督の強化と意思決定の迅速化の強化を図っております。

(b) 経営幹部会

当社は、取締役から委任された重要な事項の審議又は業務執行の決定等を行う機関として経営幹部会を設置しております。経営幹部会は、常勤の取締役8名及び取締役会にて選任された上級執行役員2名で構成されております。

経営幹部会は、「職務権限一覧表」に定めた決裁事項に基づき、会社の重要な事項の審議・決裁・承認・報告を行い、迅速な意思決定を実現しております。

(c) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役5名(うち過半数の3名は社外取締役)で構成しており、毎月1回の定時監査等委員会を開催するほか、速やかに審議又は決定すべき事項が生じたときは臨時監査等委員会を開催いたします。また、監査等委員会の活動の実効性を確保するため、監査等委員である取締役の中から監査等委員会の決議により常勤の監査等委員を1名置き、常勤の監査等委員が当社グループの重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況等の把握と監視に努めるとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して実施する多角的な観点に立った監査手続を通して、法令遵守の状況の点検及び確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備及び運用の状況等の点検及び確認を経て、取締役の職務執行が法令及び定款に適合し、その業務が適正に遂行されているかを監督及び監査いたします。なお、常勤監査等委員である加藤次夫氏は、長年にわたり管理部門において会計及び財務業務の経験を重ねてきており、会計及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(d) 内部監査室

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査室を設置しており、専任担当者1名が監査を行っております。

内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査等委員会及び会計監査人と内部監査情報の緊密な連携の下、内部監査計画書に基づき実施しております。内部監査結果は代表取締役及び監査等委員会に報告するほか、監査対象部門と意見交換を実施し必要に応じて改善を促しフォローアップを行うことにより、不正行為の未然防止等に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、企業価値の継続的向上を目的に、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的であると考えております。このような考えのもと、当社は、取締役会の監査及び監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、2019年6月26日の第13期定時株主総会の決議により、同日をもって監査等委員会設置会社へと移行いたしました。今後は、この経営体制のもとで、当社を取り巻く環境を踏まえながら、経営の健全性と透明性のより一層の確保と業務執行の効率性・機動性の向上を適切に両立させるよう努めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知のデータを法定期限の前に東京証券取引所や自社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会(5月)、第2四半期決算説明会(11月)を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は開示資料、その他投資判断に有用と思われる情報はすべてHP上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 財務経理部が当該業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「企業理念と行動規範」において、「あらゆるステークホルダーから信頼される、『透明性の高い企業』になる」旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2011年8月8日に富士吉田工場がISO9001の認証を取得いたしました。 また、東日本大震災の直後より「『新しい命を救う』プロジェクト」を立ち上げ、福島県及び茨城県の被災地の産婦人科や保育施設等に当社製品を継続して届けております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(a) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行います。

ロ. 当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の当社グループにおける職務の執行に関する社内規程を整備し、当社グループの使用人はこの社内規程に従って業務を執行いたします。

ハ. 当社グループのコンプライアンス体制の整備及び遵守に関する状況は、各部門責任者が参加する各種会議体を通じて取締役等に対して報告を行います。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めるものとします。

ニ. 当社は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループの各部門の業務執行及びコンプライアンスの遵守状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員会に報告いたします。

ホ. 当社グループの定款、法令、社内規程等への遵守の実効性を確保するため、当社グループ共通の内部通報制度を設置し、内部通報に関する総括部署として当社の内部監査室を指定いたします。また、外部からの通報についても、この統括部署が適切に対応いたします。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」その他関連規程等に基づき、適切に保存及び管理いたします。

ロ. 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

(c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社の取締役会は、当社グループにおけるコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものといたします。また、当社グループにおいては、これらの社内規程に基づき、業務遂行の手順を定めるマニュアル等の整備を行うことにより、リスクの発生の防止に努めるものとします。

ロ. 当社グループにおけるリスクを統括する部門は当社経営管理本部とし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的リスクへの対応を行います。

ハ. 当社グループの各部門責任者は、それぞれ所管する事業に関するリスクを常時把握し、リスク対策の必要性の有無の検討、リスク低減の対策の実施、実施したリスク低減のための対策の評価、検証、改善等の状況を経営管理本部に報告を行うものといたします。経営管理本部は、この報告を受けて、定期的又は適宜に、取締役に対して当社グループのリスク管理状況等の報告を行います。

ニ. 当社グループに不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の「対策本部」を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。

ホ. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告いたします。代表取締役は、その内容を定期的に取締役会及び各種会議体において報告し、取締役会及び各種会議体において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとします。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用いたします。

ロ. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行ってまいります。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行いたします。

ハ. 執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、自己の担当業務を執行いたします。執行役員は、取締役に対して自己の職務執行の状況に関する報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互的に交換し、必要に応じ、あるいは取締役会等の求めに応じて、取締役会等に対し、経営政策、経営戦略を進言するものといたします。

ニ. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保いたします。

ホ. 経営執行段階の意思決定の効率化及び適正化のため、経営幹部会その他各種会議体を設置いたします。

(e) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を求めるとともに、グループ会社の経営上の重要事項に関しては、グループ会社の事業内容、規模等を考慮のうえ、原則として、グループ会社ごとに、当社への報告を要する事項及び事前に承認を要する事項を取り決めるものとします。

ロ. グループ会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の役員として当社の取締役又は使用人が兼任するものといたします。

ハ. 監査等委員会及び内部監査室は、グループ会社の役員や管理部門等と連携し、グループ会社の役員及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものといたします。

(f) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

イ. 当社は、監査等委員会の求めに応じて、使用人の中から監査等委員会の職務を支援するための人員を配置し、又は特定の職務の補助に従事させるものとします。監査等委員会の職務の補助業務に従事する使用人に係る指揮命令権は監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員である取締役に委嘱されるものとし、その期間中は、監査等委員会の職務の補助に関して取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに部門長その他の使用人の指揮命令を受けないものといたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとします。

ロ. 監査等委員会の職務の補助業務に従事する使用人に対して行う人事考課、異動、懲戒等については監査等委員会の同意を要するものとします。

(g) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に説明を求めることができるものとします。

ロ. 当社は、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が、当社グループの業務等に関し、法令、定款又は社内規

程に違反する事実の発生又はそのおそれ、もしくは業務又は業績に重大な影響を与える事象の発生又はそのおそれを知ったときに直ちに監査等委員会に報告できるために必要な体制を整備いたします。また、当社は、監査等委員会がこれらの事項について当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等に対して報告を求めることができるために必要な体制を併せて整備いたします。さらに、当社は、これらの報告を行った当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が当該報告を理由として不当な取扱いを受けないことを確保する体制を整備し、その旨を当社グループに周知いたします。

(h) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、内部通報制度の統括部署その他関係部署と適宜必要な意見交換、情報交換等を図ること等によりこれらとの連携を保ち、業務執行の監督及び監査の充実化を図ります。また、監査等委員会は、監督及び監査の実効性を確保するため必要があると認めるときは、内部監査の計画及び結果の報告を求め、もしくは監査等委員である取締役による内部監査室による内部監査への立会い、又はその実施を要請いたします。

ロ. 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることといたします。

(i) 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査等委員からその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、内部統制システムの構築の基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行うものとします。

(k) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化します。また、当社グループの取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。

ロ. 当社の経営管理本部を反社会的勢力に対する対応統括部署と位置付け、反社会勢力に係る情報の一元管理・蓄積等を行います。また、当社グループの役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し、周知を図る。

ハ. 反社会的勢力による不当要求の発生に備え、前号の対応統括部署は、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については一切提供しないものとして毅然とした態度で対応することを方針としており、当社の主要な会議体や、全社員集会などの機会を利用して定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策に関する規程」を制定し、反社会的勢力対応部署及びその責任者を経営管理本部及び経営管理本部長と定めております。

新規取引先について、経営管理本部 法務部において記事検索システムにより審査した後、経営管理本部長が反社会的勢力の該当性を判断し、少しでも疑いのある場合は、反社会的勢力ではないことが確認できるまでは取引を認めないこととしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

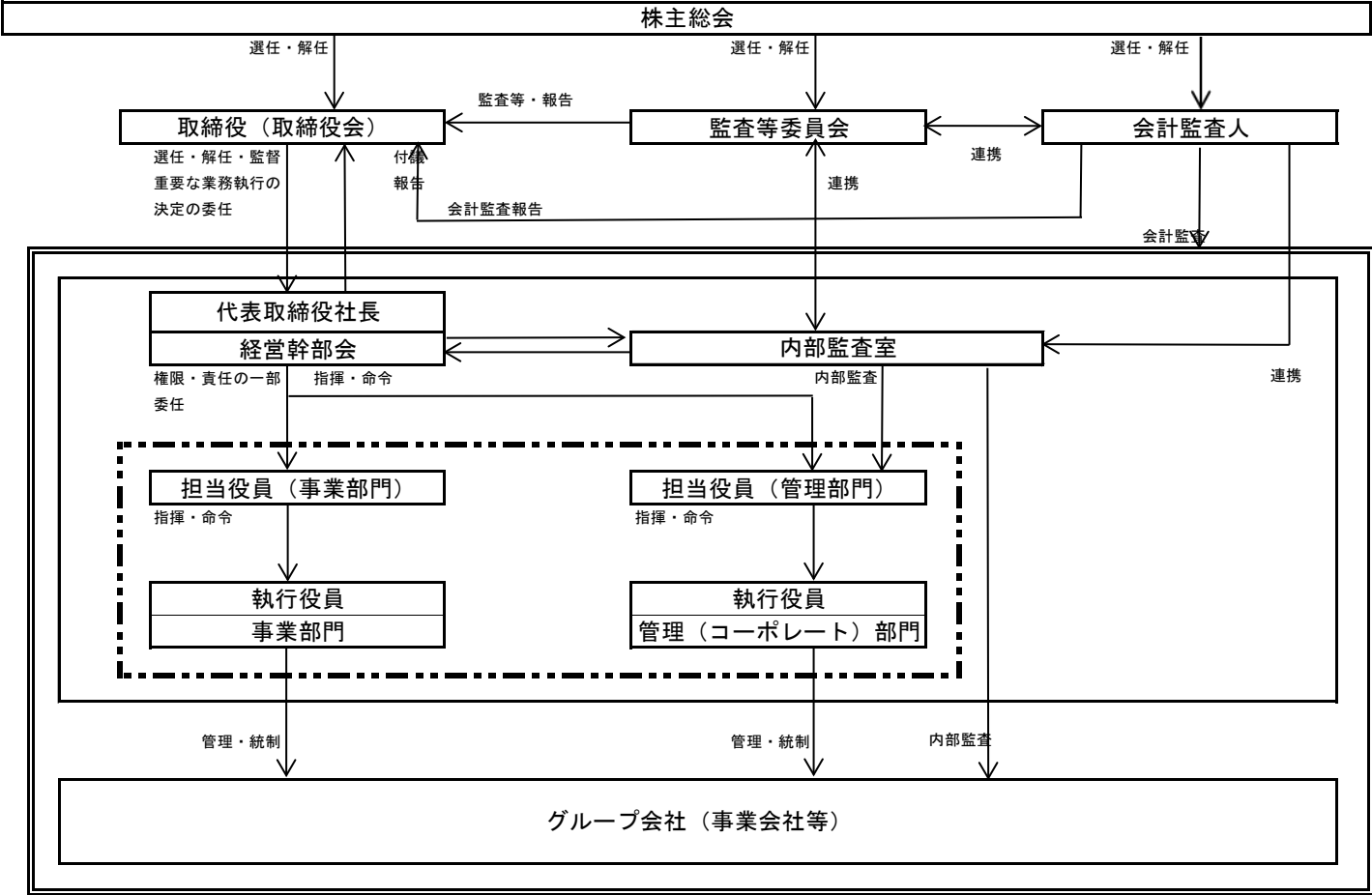
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。株主、投資家、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーが、的確な投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的としております。

当社は、月次決算制度を構築しており、毎月の取締役会において業況の確認及び予算と実績との差異を把握・分析し、リアルタイムに対応・対策をとっております。また、市場環境や顧客動向などの必要な情報の収集、分析も常に行っております。収集された情報は、逐次、情報開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表されることとされています。

このように、当社では、適時開示が十分行える体制を既に構築しておりますが、業容の成長に伴う会社規模が拡大していくなかで、今後その体制強化を検討してまいります。また、役員を始め、全従業員に対する適時開示の重要性の周知、啓蒙活動にも注力してまいります。

【コーポレートガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

